

Clip! 犬の登録と狂犬病予防集合注射

問合せ：市民生活課
環境創造室



平成24年度の犬の登録・狂犬病予防注射を実施しますので、必ず受けてください。

なお、登録は生涯1回ですが、飼い犬が死亡した時や犬の所在地・飼い主の住所変更があった時などは、届け出をしてください。予防注射については、年1回、必ず接種してください。

予防注射料 2,850円
注射済票交付手数料 550円
※新規で登録する犬については、登録料として3,000円が別途かかります。

注意事項

- ①台帳と照合するため、通知書を必ず持参してください。
- ②通知書のない方でも、生後91日以上犬を飼っている方は、注射を受け登録してください。
- ③首輪は必ずつけ、犬をおさえることができる飼い主がお連れください。
- ④予防注射の事故防止のため、食欲のない犬や妊娠末期の犬など、病気などの症状のある犬は、担当の獣医師に申し出てください。

※当日は混雑しますので、注射料はおつりのないようお願いいたします。

■犬の登録と狂犬病予防注射会場

地区	日程	実施場所	実施時間	地区	日程	実施場所	実施時間
三吉・開地	4月3日(火)	上戸沢自治会館	9:15 ~ 9:30	谷村	4月6日(金)	鶴水園	9:15 ~ 9:50
		下戸沢自治会館	9:35 ~ 9:45			田原団地3号棟前	10:00 ~ 10:20
		引の田自治会館	9:50 ~ 10:00			上町自治会館前	10:30 ~ 10:50
		サンタウン玉川自治会館	10:15 ~ 10:30			市役所駐車場	11:00 ~ 11:30
		宮原自治会館	10:40 ~ 11:00			仲町大神社	13:10 ~ 13:30
		法能自治会館	11:10 ~ 11:25			高尾神社公園	13:40 ~ 14:00
		住吉公民館	11:30 ~ 11:45			専念寺前	14:10 ~ 14:25
		菅野公民館	13:15 ~ 13:30			深田水神宮前	14:35 ~ 14:55
		上細野自治会館	13:40 ~ 13:55			大月警察署都留分庁舎駐車場	15:00 ~ 15:30
		細野橋	14:00 ~ 14:10			一の橋	9:30 ~ 9:45
		大津集会所	14:20 ~ 14:30			上大幡公民館	9:55 ~ 10:15
		中小野自治会館	14:40 ~ 14:55			美富士農協宝支店前	10:25 ~ 10:45
緑町公民館	15:05 ~ 15:25	宝地域コミュニティセンター	10:55 ~ 11:15				
盛里・禾生	4月4日(水)	曾雌自治会館	9:00 ~ 9:10	宝・谷村の一部	4月9日(月)	旧平栗分校	11:30 ~ 11:40
		大平盛里運送前	9:20 ~ 9:35			厚原自治会館	13:10 ~ 13:25
		盛里地域コミュニティセンター	9:45 ~ 10:05			旧金井団地跡地前	13:30 ~ 13:45
		与縄宮農指導センター	10:15 ~ 10:35			羽根子長生寺入口	13:50 ~ 14:10
		サンタウン井倉地内	10:40 ~ 10:45			鷹之巣白山神社前	14:20 ~ 14:40
		井倉集会所横	10:55 ~ 11:15			市立病院駐車場前	14:45 ~ 15:10
		禾生地域コミュニティセンター	11:25 ~ 11:45			十日市場自治会館	9:00 ~ 9:30
		保寿院前	13:10 ~ 13:45			下夏狩自治会館	9:40 ~ 10:00
		月見ヶ丘自治会館	13:50 ~ 14:05			上夏狩公民館	10:10 ~ 10:30
		川茂自治会館	14:15 ~ 14:30			境公民館	10:40 ~ 10:55
		小形山自治会館	14:40 ~ 15:00			東桂地域コミュニティセンター	11:10 ~ 11:40
		田野倉公民館	15:10 ~ 15:35			宮下公民館	13:15 ~ 13:35
宿公民館	15:40 ~ 15:55	古渡自治会館	13:45 ~ 14:05				
東部集会所	16:05 ~ 16:20	大沢橋	14:15 ~ 14:40				
		沖公民館	14:50 ~ 15:05	東桂	4月11日(水)	鹿留大野防火水槽前	15:15 ~ 15:25

Clip! 外国人住民に関する制度が変わります

問合せ：市民生活課
市民生活担当

7月に外国人登録法が廃止され、住民基本台帳法および入管法が改正されます。

外国人住民の方に住民票が作成されます

日本人と同様に外国人住民の住民票が作成されます。

日本人と外国人の複数国籍世帯でも、世帯全員の記載された住民票が発行されるようになります。

①中長期在留者
②特別永住者
③一時庇護許可者又は仮滞在許可者
④出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者

※現在、外国人登録されていた方も以下の対象外です。

3カ月以下の在留期間が決定された方、短期滞在の在留資格の方、在留資格を有しない方など

市役所や地方入国管理局への届出方法が変わります

【市役所での届出】

現行の外国人登録制度では、転出地での手続きは必要ありません。

7月に外国人登録法が廃止され、住民基本台帳法および入管法が改正されます。

外国人住民の方に住民票が作成されます

日本人と同様に外国人住民の住民票が作成されます。

日本人と外国人の複数国籍世帯でも、世帯全員の記載された住民票が発行されるようになります。

①中長期在留者
②特別永住者
③一時庇護許可者又は仮滞在許可者
④出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者

※現在、外国人登録されていた方も以下の対象外です。

3カ月以下の在留期間が決定された方、短期滞在の在留資格の方、在留資格を有しない方など

市役所や地方入国管理局への届出方法が変わります

【市役所での届出】

現行の外国人登録制度では、転出地での手続きは必要ありません。

【地方入国管理局での届出】

住所以外の変更(在留資格や在留期間、氏名の変更など)について、現在は入国管理局と市役所の両方に届出が必要ですが、新しい制度が始まるからは入国管理局への届出だけで済みます。

外国人登録証明書のかわりに在留カードまたは特別永住者証明書が交付されます

外国人登録制度の廃止に伴って、現行の外国人登録証明書は廃止されます。

かわって、中長期在留者の方には「在留カード」が、特別永住者の方には「特別永住者証明書」が交付されます。

今お持ちの外国人登録証明書は、新たな制度が始まるからしばらくは「在留カード」「特別永住者証明書」とみなします。

正確な外国人登録の手続きをお願いします

新制度の住民票は外国人登録を基に作成する予定ですので、

【地方入国管理局での届出】

住所以外の変更(在留資格や在留期間、氏名の変更など)について、現在は入国管理局と市役所の両方に届出が必要ですが、新しい制度が始まるからは入国管理局への届出だけで済みます。

外国人登録証明書のかわりに在留カードまたは特別永住者証明書が交付されます

外国人登録制度の廃止に伴って、現行の外国人登録証明書は廃止されます。

かわって、中長期在留者の方には「在留カード」が、特別永住者の方には「特別永住者証明書」が交付されます。

今お持ちの外国人登録証明書は、新たな制度が始まるからしばらくは「在留カード」「特別永住者証明書」とみなします。

正確な外国人登録の手続きをお願いします

新制度の住民票は外国人登録を基に作成する予定ですので、

現在の居住地や在留の資格・期間などの登録内容が非常に重要になります。登録内容に変更が生じましたら市民生活課で外国人登録の変更登録申請をお願いします。

仮住民票をお送りします

現在の外国人登録原票の情報を基に、仮の住民票を作成して通知する予定ですので、内容のご確認をお願いします。

(通知を送送する時期は5月の予定です)

外国人登録証明書の問い合わせ先

外国人在留総合インフォメーションセンター
0570-013904
法務省
新しい在留管理制度がスタート
<http://www.immi-moj.go.jp/newimmact/index.html>
特別永住者の制度が変わります
http://www.immi-moj.go.jp/newimmact_2/index.html
総務省
外国人住民に係る住民基本台帳制度について
http://www.soumugojp/main_sosiki/jichi_gyousei-c-gyousei/zaiyuh.html

現在の居住地や在留の資格・期間などの登録内容が非常に重要になります。登録内容に変更が生じましたら市民生活課で外国人登録の変更登録申請をお願いします。

仮住民票をお送りします

現在の外国人登録原票の情報を基に、仮の住民票を作成して通知する予定ですので、内容のご確認をお願いします。

(通知を送送する時期は5月の予定です)

外国人登録証明書の問い合わせ先

外国人在留総合インフォメーションセンター
0570-013904
法務省
新しい在留管理制度がスタート
<http://www.immi-moj.go.jp/newimmact/index.html>
特別永住者の制度が変わります
http://www.immi-moj.go.jp/newimmact_2/index.html
総務省
外国人住民に係る住民基本台帳制度について
http://www.soumugojp/main_sosiki/jichi_gyousei-c-gyousei/zaiyuh.html

Clip! 小中学校で「大地震が発生した時の基本対応」を配布しました

問合せ：学校教育課
学校教育担当

昨年、3月11日の東日本大震災の際は、市内が停電になったり、信号が消えたり、電車が止まったり、電話が繋がりにくくなったりするなどの非常事態の中で、子ども達の安全確保をいかに図るかが課題となりました。

また、東海地震が今後30年以内に発生する確率は、8割を超えることされ、大地震発生時に避ける児童生徒の安全確保を図るためのマニュアル作成が喫緊の課題となっています。

そこで、市と市教育委員会において、地震が起きた時の児童・生徒の引き渡し基準や条件を定めた「大地震が発生した時の基本対応」を作成し、順次、学校より保護者の皆さまに配布をさせていただきます。

これは震度5弱以上については授業を中止することを「基本対応」として明記するとともに、「地震発生時」「震度5弱以上の場合」「震度4の場合」における、それぞれの「在校時」「登・下校時」「在宅時・休日」ごとの判断と行動を定めたものです。

今後も市・市教育委員会ともに、安全・安心な学校づくりに努めていきますので、地域の皆さまにおかれましても、児童・生徒の安全配慮にご協力をお願いします。

昨年、3月11日の東日本大震災の際は、市内が停電になったり、信号が消えたり、電車が止まったり、電話が繋がりにくくなったりするなどの非常事態の中で、子ども達の安全確保をいかに図るかが課題となりました。

また、東海地震が今後30年以内に発生する確率は、8割を超えることされ、大地震発生時に避ける児童生徒の安全確保を図るためのマニュアル作成が喫緊の課題となっています。

そこで、市と市教育委員会において、地震が起きた時の児童・生徒の引き渡し基準や条件を定めた「大地震が発生した時の基本対応」を作成し、順次、学校より保護者の皆さまに配布をさせていただきます。

これは震度5弱以上については授業を中止することを「基本対応」として明記するとともに、「地震発生時」「震度5弱以上の場合」「震度4の場合」における、それぞれの「在校時」「登・下校時」「在宅時・休日」ごとの判断と行動を定めたものです。

今後も市・市教育委員会とともに、安全・安心な学校づくりに努めていきますので、地域の皆さまにおかれましても、児童・生徒の安全配慮にご協力をお願いします。